

令和4年12月2日

令和4年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和4年11月30日 開会

令和4年12月6日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和4年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和4年12月2日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和4年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和4年12月2日(金)

午前10時00分 開議

会 期 令和4年11月30日～12月6日(7日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第63号	令和4年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
3	議案第64号	令和4年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
4	議案第65号	令和4年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決

(午後0時40分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 63 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 3 議案第 64 号 令和 4 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 4 議案第 65 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）、以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 63 号から議案第 65 号までの令和 4 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 3 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、詳しい内容につきましては、各課長から説明させていただきますので、私からは、総括的に説明させていただきます。

はじめに、議案第 63 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。1 ページでございます。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,264 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 7,300 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金のうち、国庫負担金は 16 万 8,000 円を追加、国庫補助金は、価格高騰緊急支援給付金事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増に伴い、8,489 万円を追加し、国庫支出金の計を 4 億 6,350 万 5,000 円に、都支出金のうち、都負担金は 8 万 4,000 円を追加、都補助金は、高齢者等季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助金及び障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業補助金の増などに伴い、1,027 万 8,000 円を追加、都委託金は 6,000 円を追加し、都支出金の計を 26 億 7,287 万 5,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金に 6,000 万円追加するなど 5,700 万円を追加し、繰入金の計を 3 億 7,088 万 1,000 円に、諸収入のうち、雑入は 21 万 9,000 円を追加し、諸収入の計を 6 億 3,565 万円とするもので、今回の歳入補正額は 1 億 5,264 万 5,000 円を追加し、歳入の合計額を 76 億 7,300 万 5,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は 21 万 4,000 円を追加し、議会費の計を 9,199 万 8,000 円に、総務費のうち、総務管理費は、過年度国庫補助金返還金及び一般職人件費の増などに伴い、1,094 万 9,000 円を追加、徴税費は 25 万円を追加、戸籍住民基本台帳費は 29 万 3,000 円を減額、選挙費は 9 万円を追加、統計調査費は 6,000 円を追加、監査委員費は 12 万円を追加し、総務費の計を 13 億 385 万円に、民生費のうち、社会福祉費は、価格高騰緊急支援給付金事業費過年度補助金返還金などの増に伴い、6,856 万 2,000 円を追加、児童福祉費は、保育所等物価高騰緊急対策事業費補助金などの増に伴い、428 万円を追加、国民年金費は 15 万円を追加し、民生費の計を 12 億 4,296 万 4,000 円に、衛生費のうち、保健衛生費は、高齢者インフルエンザ予防接種委託過年度補助金返還金の増などに伴い、4,430 万 6,000 円を追加、清掃費は 75 万 3,000 円を追加し、衛生費の計を 7 億 3,257 万 7,000 円に、農林水産業費のうち、農業費は 17 万 1,000 円を追加、林業費は、町有林境界確定測量委託の増、森林環境整備基金積立金の減などに伴い、216 万 4,000 円を減額、水産業費は 25 万 1,000 円を追加し、農林水産業費の計を 10 億 3,569 万 7,000 円に、商工費のうち、観光費は、修繕費などの増に伴い、108 万 2,000 円を追加し、商工費の計を 5 億 1,021 万 3,000 円に、土木費のうち、土木管理費は 100 万円を追加、住宅費は、修繕費などの増に伴い、235 万 6,000 円を追加し、土木費の計を 13 億 347 万円に、消防費は、消防事務委託費負担金及び過年度国庫補助金返還金などの増に伴い、1,431 万 6,000 円を追加し、消防費の計を 3 億 1,949 万 6,000 円に、4 ページをご覧ください。教育費のうち、教育総務費は 29 万 7,000 円を追加、小学校費は、電気料高騰による光熱水費などの増に伴い、104 万 7,000 円を追加、中学校費は 21 万 9,000 円を追加、給食費は 55 万 3,000 円を追加、社会教育費は、文化財保存事業費補助金などの増に伴い、286 万 4,000 円を追加、保健体育費は、体育施設等予約管理システム改修委託の増に伴い、100 万円を追加するもので、教育費の計を 7 億 6,946 万 8,000 円に、予備費は、予算調整により 26 万 6,000 円を追加し、予備費の計を 2,287 万 1,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 1 億 5,264 万 5,000 円を追加し、歳出の合計額を 76 億 7,300 万 5,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 63 号の説明を終わります。

次に、議案第 64 号 令和 4 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

今回の補正は、繰入金のうち、一般会計繰入金は、下水道事業繰入金に64万3,000円を追加、その他一般会計繰入金について64万3,000円を減額するもので、繰入金及び歳入の合計額については変更がございません。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

事業費のうち、下水道事業費は、人件費の増に伴い、64万3,000円を追加、予備費は、予算調整により64万3,000円を減額するもので、歳出の合計額については変更がございません。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

次に、議案第65号 令和4年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、総則でございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の病院事業収益のうち、医業外収益は、都補助金の収入見込額の増に伴い、1,370万7,000円を追加し、病院事業収益の計を5億1,470万7,000円に、支出の病院事業費用のうち、医業費用は、薬品費、診療材料費などの材料費の支出見込額の増などに伴い、1,370万7,000円を追加し、病院事業費用の計を5億1,470万7,000円とするものでございます。

次に、第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正するもので、収入の資本的収入のうち、都支出金は収入見込額の増に伴い、157万8,000円を追加し、資本的収入の計を1億37万8,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。第4条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第1号、職員給与費3億3,123万6,000円を3億2,967万2,000円に改めるものでございます。

次に、第5条、予算第7条に定めた他会計からの補助金、第3号、都支出金8,732万6,000円を1億1,141万1,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

以上で、議案第63号から議案第65号までの3会計についての補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いします。

はじめに、議案 63 号について各課長から順次所管の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） それでは、議案第 63 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。補正予算書の 7 ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 14 国庫支出金です。項 01 国庫負担金、目 02 衛生費国庫負担金では、節 01 保健衛生費負担金において、説明欄記載の養育医療負担金 16 万 8,000 円の増額は、実績見込みにより、国負担金の追加交付分を計上するもので、詳細は、歳出でご説明いたします。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金の 3,249 万円の増額は、説明欄記載の社会保障・税番号制度システム整備補助金として戸籍電算システム改修分の額確定に伴い、656 万 7,000 円を計上するもので、次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は 2,592 万 3,000 円の増額で、これは、令和 4 年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分として国より交付される臨時交付金で、使い道は、9 月の第 3 回町議会定例会においてご承認をいただきました令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）に計上済みとなっております燃料費高騰等対策に資する事業継続応援金事業に充当するものです。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、目 02 民生費国庫補助金では、節 01 社会福祉費補助金において、説明欄記載の価格高騰緊急支援給付金における事業費補助金を 5,050 万円及び事務費補助金を 55 万 6,000 円、いずれも補助率 10 分の 10 として、節 02 児童福祉費補助金において、説明欄記載の保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を 50 万円、補助率 2 分の 1 として、節 01、節 02 共にそれぞれ新たに計上するもので、いずれの事業も詳細は歳出で説明いたします。

次に、目 03 衛生費国庫補助金では、節 01 保健衛生費補助金において、説明欄記載の母子保健衛生費国庫補助金は、この 10 月に開設した子育て世代包括支援センターに係る費用、新たに実施する産後ケア事業、保健師の人件費等の費用にそれぞれ補助率 2 分の 1 として合計 84 万 4,000 円を新たに計上するもので、事業の詳細は歳出で説明いたします。

8 ページをご覧ください。次に、款 15 都支出金です。項 01 都負担金、目 02 衛生費都負担金では、節 01 保健衛生費負担金において、説明欄記載の養育医療負担金 8 万 4,000 円の

増額は、衛生費国庫負担金と同様に計上するものです。

次に、項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金では、節 01 社会福祉費補助金において、説明欄記載の高齢者見守り相談窓口設置事業が今年度より当該事業の単独補助から高齢社会対策包括補助に統合されたため、513 万 6,000 円の財源を組み替えるもので、次に、障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業補助金 200 万円並びに次の節 02 児童福祉費補助金の説明欄記載の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 109 万 8,000 円は、いずれも東京都の独自事業として補助率 10 分の 10 で、物価高騰に直面する都内の障害福祉サービス事業所及び保育所に対し、都補助を区市町村を通じて支給するため、新たに計上するもので、詳細は歳出で説明いたします。

次に、目 03 衛生費都補助金では、節 01 保健衛生費補助金において、説明欄記載の高齢者等季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助金 582 万 5,000 円は、新型コロナとの同時流行に備え、例年の自己負担額も補助率 10 分の 10 として都が補助するもので、次のとうきょうママパパ応援事業補助金は、衛生費国庫補助金と同様に、合計 135 万 5,000 円を子育て世代包括支援センター並びに産後ケア事業等に、説明欄記載のとおり、都が定める補助率でそれぞれ計上するもので、事業の詳細は歳出で説明いたします。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、9 ページをご覧ください。項 03 都委託金、目 01 総務費委託金は 6,000 円の増額となり、節 03 統計調査費委託金に関わる住宅・土地統計調査費の増額で、東京都からの交付金決定通知によるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 18 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 6,000 万円の増は、財源不足により財政調整基金から所要額を繰り入れるもので、次の目 06 森林環境整備基金繰入金 300 万円の皆減は、今年度交付される森林環境譲与税を直接令和 4 年度執行事業に充当するため、当初予算で積立て基金から繰入れしていたものを当該基金に戻入れするものですが、詳細につきましては歳出でご説明いたします。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、款 20 諸収入です。項 05 雑入、目 02、節 01 実費徴収金において、説明欄記載の産後ケア事業の利用者負担として 2 万 4,000 円を新たに計上し、目 08、節 01 雑入において、説明欄記載の養育医療立替え分として 19 万 5,000 円を増額するもので、詳細は歳出で説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット 10 ページからは歳出に入りますけれども、その前に人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、人件費として各課の事業費の補正予算のうち、節 01 報酬、節 02 給料、節 03 職員手当等及

び節 04 共済費に関わる議員委員報酬、特別職、一般職職員、会計年度任用職員の人件費につきましては、この給与費明細書でご説明させていただきますので、この後、各課の事業予算の説明内訳からは省略させていただく部分もございますので、よろしくお願いをいたします。

タブレット 31 ページ、給与費明細書をご覧ください。31 ページは 1、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。報酬で、その他 3 万 6,000 円の増額は、情報公開審査会委員報酬で、開催回数を 1 回増やし、住宅土地統計調査指導員の報酬額の決定に伴い増額するもので、1 つ飛ばして、次の期末手当は、特別給の改定に伴う増額で、長等は町長、副町長で 5 万円、次の議員は 21 万 4,000 円、その他は教育長で 10 万円をそれぞれ増額を見込むもので、給与費計では 40 万円の増額、1 つ飛ばして合計でも同額でございます。

次に、32 ページをご覧ください。2、一般職、(1) の総括でございます。内訳といたしまして、次の 33 ページ、ア会計年度任用職員以外の職員、常勤職員分と、次の 34 ページのイ会計年度任用職員の総括となります。

はじめに、33 ページのア会計年度任用職員以外の職員、常勤職員から説明させていただきます。比較の欄ですが、給与費で給料は 251 万円の増額で、給与改定に伴い、年間所要額の調整によるものでございます。

次の職員手当の 150 万 5,000 円の増額は、特別給等給与改定によるもので、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、地域手当 24 万円の増額は、給与改定に伴うもの、2 つ飛ばして超勤手当の内訳は、内訳として、新型コロナウイルスワクチン接種事業で集団接種事業の一部を委託費に変更することから 275 万円の減額。その他、税務総務費ほか 5 事業で 67 万円の年間所要額を見込み、超過勤務手当を 196 万円減額するものでございます。

次に、通勤手当 6 万 5,000 円の増額は、9 月に採用した保健師 1 名分を計上し、次に、下段の区分、期末勤勉手当 361 万円の増額は、特別給勤勉手当の改定に伴い、年間所要額の調整を行うもので、上段の給与費計では 401 万 5,000 円の増額となり、隣の共済費の 55 万円の増額は、年間所要額を調整するもので、合計では 456 万 5,000 円を増額するものでございます。

次に、34 ページをご覧ください。イ会計年度任用職員でございます。比較の欄で、職員数は、ファミリー・サポート・センター事業費でパートタイムの会計年度任用職員を 1 人増員し、補正後の人数を 131 人にするものでございます。

次に、給与費で報酬 46 万円の増額は、ファミリー・サポート・センター事業費のパート

タイム会計年度任用職員の年間所要額を見込み、次の給料 22 万円の増額は、年間所要額の調整によるもの、職員手当 112 万円、給与費計では 180 万円の増額、次の共済費 14 万 1,000 円の増額は、年間所要額の調整によるもの、合計では 194 万 1,000 円を増額するものでございます。

なお、下表の職員手当の内訳は、会計年度任用職員の地域手当、超過勤務手当、期末手当に関わる年間所要額の調整により増額するものでございます。

最後に、タブレット 32 ページにお戻りください。2、一般職、(1) 総括をご覧ください。只今ご説明いたしましたア会計年度任用職員以外の職員、常勤職員とイ会計年度任用職員の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみをご説明させていただきます。比較の欄の職員数の変更では、括弧内は、パートタイム会計年度任用職員 1 名増員するものでございます。

次の給与費で、報酬は 46 万円の増額、次の給料は 273 万円の増額、次の職員手当は 262 万 5,000 円の増額となり、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、地域手当は 26 万 3,000 円の増額、2 つ飛ばして超過勤務手当は 194 万円の減額、次の通勤手当は 6 万 5,000 円の増額、下段に移り、期末勤勉手当は 423 万 7,000 円の増額、上段の表にお戻りいただき、給与費計では 581 万 5,000 円の増額となり、隣の共済費は 69 万 1,000 円の増額、合計では 650 万 6,000 円の増額となるものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

タブレット補正予算書 10 ページにお戻りください。歳出に入ります。

款 01 は議会費でございます。項 01、目 01 議会費、事業 (02) 議会運営費 21 万 4,000 円の増額は、節 03 職員手当等で、議員分の特別給の支給割合の改定に伴い、期末手当を増額するものでございます。

以上で、款 01 議会費の説明を終わります。

次は、款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費ですが、総額で 334 万 5,000 円の増額となります。内訳として、事業 (01) 一般管理費 264 万 5,000 円の増額は、節 02 給料及び節 03 職員手当等は、人件費の調整によるものでございます。次の節 08 旅費は、会計年度任用職員の費用弁償を 6 万円増額するものでございます。

次の事業 (05) 災害対策用職員住宅管理費 70 万円の増額は、節 10 需用費で、災害対策用職員住宅、川井ほか 1 件の老朽化に伴う修繕費を計上するものでございます。

次に、目 02、事業 (01) 文書管理費 3 万 7,000 円の増額となります。内訳として、節 01 報酬 3 万 3,000 円と節 08 旅費 4,000 円の増額は、説明欄記載の情報公開審査委員会を 1 回

追加することと同委員会の報酬及び費用弁償を増額するものでございます。

次に、目 03、事業（01）広報費は 66 万 4,000 円の増額となります。次の 11 ページをご覧ください。内訳として、節 10 需用費 44 万円の増額は、広報紙の印刷製本費を増額するものと、次の節 11 役務費 22 万 4,000 円は、ホームページをリニューアルし、ドメイン管理を行っている事業者の変更に伴い、管理料を増額するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 04、事業番号（01）財政管理費 517 万 1,000 円の増は、内訳といたしまして、説明欄に記載の節 11 役務費から節 13 使用料及び賃借料につきましては、ふるさと納税業務に関連するもので、11 月から新たなポータルサイトふるさとチョイスの利用開始による申込みの増加を想定し、返礼品調達費用を含めた委託料について 20 万円の増額を見込み、節 11 役務費 5 万 9,000 円の減及び節 13 使用料及び賃借料 3 万円の皆増は、当該ポータルサイトの契約内容確定に伴い、予算組替えを行うものです。

次に、節 22 償還金・利子及び割引料 500 万円の皆増につきましては、説明欄に記載がございませう年度国庫補助金を返還するものですが、これは、本年 5 月 10 日に実施されました会計検査院による実地検査におきまして、令和 2 年度に交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、古里診療所経営支援事業に充当しました当該金額について検査の結果、会計事務処理が適切ではなかったとのご指摘をいただき、国の総務省及び東京都と協議の結果、返還を行うこととなったため、本補正予算に計上させていただきます。

なお、今後適切な会計事務処理に資するため、本年 10 月の課長係長会議の席上、会計検査院の指摘事項についての説明を幹部職員に対して行うとともに、全職員に対しても再発防止を含めた周知及び通達を發出し、再発防止を図りましたので、ご理解をお願いいたします。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 08 電子計算管理費、事業（02）電子計算開発費 112 万 2,000 円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の電子計算機及び周辺機器更新委託で、内訳として、都区市町村情報セキュリティクラウドファイアウォール設定変更委託 22 万円、児童手当システム公金受取口座を活用した公金給付対応作業委託 62 万 7,000 円、子ども医療費システム医療証性別欄削除対応作業委託 27 万 5,000 円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、目 13 防犯対策費は、次の 12 ページをご覧ください。（02）防犯施設整備費は 61 万円の増額で、自治会要望に伴い、大丹波自治会ほか 6 件の防犯灯の建柱、共架及び撤去について防犯灯整備工事費を計上するものでございます。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次の項 02 徴税費の増額につきましては、職員人件費の所要額の調整によるものです。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費 29 万 3,000 円の減額は、節 02 及び節 03 につきましては職員人件費の所要額の調整、節 12 委託料では、歳入の国庫補助金でも触れましたが、戸籍電算システム改修業務委託費につきまして当初算定より、導入機器が減少したため、71 万 3,000 円を減額するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に 13 ページをご覧ください。項 04 選挙費、目 01、事業（01）選挙管理委員会費は 9 万円の増額で、節 02 給料、節 03 職員手当等は、人件費の調整によるものでございます。

次に、項 05 統計調査費、目 01 基幹統計費、事業（04）住宅・土地統計調査費 6,000 円の増額は、都の交付決定に基づくもので、内訳として、節 01 報酬 3,000 円、節 08 旅費 1,000 円及び節 11 役務費 2,000 円を事業執行経費としてそれぞれ増額するものでございます。

次に、項 06、目 01、事業（01）監査委員費は 12 万円の増額で、節 03 職員手当等の人件費の所要の調整によるものです。

以上で、款 02 総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、款 03 民生費です。14 ページをご覧ください。項 01 社会福祉費、目 01、事業番号（01）社会福祉総務費 10 万円の増額は、説明欄記載の職員人件費の調整によるもので、事業番号（06）社会福祉協議会補助事業費、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、新たに 82 万 1,000 円を計上し、返還するものです。

なお、民生費及び衛生費における福祉保健課所管の国都補助事業に係る返還金は、前年度の国都補助金の額の確定に伴い、当初申請に対し実績が下回り、受入れ済額が多い場合、その差額を計上し、国または都に対し返還するものであります。

事業番号（16）国民健康保険事業費 13 万 1,000 円の増額は、それぞれ説明欄記載の職員人件費の調整によるもので、事業番号（17）少子化対策事業費は、財源組替えて予算額に増減はなく、事業番号（19）価格高騰緊急支援給付金事業費は、国の新たな緊急対策を受け、電力・ガス・食糧費等価格高騰緊急支援給付金を令和 4 年度における住民税均等割非課税世帯を 1,000 世帯、また、令和 4 年中の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯、家計急変世帯を 10 世帯と見込み、1 世帯当たり 5 万円の給付金についてその給付に関わる費用を事務費含め、節 03 職員手当等から節 18 負担金・補助及び交付金まで説

明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 5,105 万 6,000 円を新たに計上するものです。

15 ページをご覧ください。次に、目 02 老人福祉費、事業番号 (01) 高齢者福祉地域支援事業費から 16 ページにかけて事業番号 (24) 筋力向上トレーニング施設事業費までの節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金、地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金など、都補助金の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を新たに計上するものです。

次に、目 03 心身障害者福祉費、17 ページをご覧ください。事業番号 (08) 障害者総合支援事業費及び事業番号 (09) 障害者医療事業費の節 22 償還金利子及び割引料は、説明欄記載の国庫負担金、都負担金、都補助金を令和 3 年度の交付額の確定により、それぞれ返還金として、新たに計上するものです。

事業番号 (18) 障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業は、都の緊急対策を受け、物価高騰に直面する町内の障害福祉サービス事業所に対し、利用者数に応じ、都の定める補助基準額、実施期間、10 月から来年 3 月までの 6 か月間分を支給するため、節 18 負担金・補助及び交付金において 200 万円を新たに計上するものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 02 児童措置費、事業番号 (01) 保育所措置費、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金は、都の緊急対策を受け、物価高騰に直面する町内の保育所に対し、園児数に応じ、都の定める補助基準額、実施期間、10 月から来年 3 月までの 6 か月分を支給するため、109 万 9,000 円を、次の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金は、昨年度に引き続き今年度も補助金が交付されることから、100 万円をそれぞれ新たに計上するもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の子育てのための施設等利用給付費負担金について国庫負担金及び都負担金の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を新たに計上するものです。

18 ページをご覧ください。事業番号 (02) 児童手当費、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の児童手当について国庫負担金及び都負担金の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を新たに計上するものです。

次の目 03 児童健全育成事業費、事業番号 (01) 放課後児童健全育成事業費、節 03 職員手当等及び節 04 共済費は、学童指導員の勤務状況に応じて必要な人件費をそれぞれ説明欄記載のとおり増額するもので、節 10 需用費は、学童保育会で必要な消耗品を購入するため 2 万 5,000 円を増額するものです。

次の目 04、事業番号 (01) 子ども家庭支援センター事業費、節 02 給料から事業番号 (02) ファミリー・サポート・センター事業費、節 03 職員手当等までは、相談員の勤務体

制に応じて会計年度任用職員人件費、または職員人件費の調整として説明欄記載の金額をそれぞれ増額するものです。

19 ページをご覧ください。次の項 03 国民年金費、目 01、事業番号 (01) 国民年金総務費 15 万円の増額は、職員人件費の調整によるものです。

以上で、民生費の説明を終わります。

次に、款 04 衛生費となります。項 01 保健衛生費、目 01、事業番号 (01) 保健衛生総務費、節 02 給料から節 04 共済費まで、職員人件費の調整により、説明欄記載の金額をそれぞれ増額するもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、29 万 8,000 円を新たに計上し、返還するものです。

事業番号 (02) 保健福祉センター管理費、節 10 需用費のうち、燃料費は、保健福祉センターのボイラー重油代として 39 万 6,000 円を、修繕費は、同じく同センターの受水槽バルブ交換などの費用として 40 万円をそれぞれ増額するもので、節 12 委託料は、説明欄記載の健康管理システム保守等委託として 4 万 2,000 円を増額するもので、20 ページをご覧ください。節 14 工事請負費、説明欄記載の同センターの外気処理空調機及び換気設備改修工事費減は、入札結果により、984 万 4,000 円を減額し、汚水ポンプ更新工事は 161 万 7,000 円を新たに計上し、増額の結果、822 万 7,000 円を減額するものです。

事業番号 (04) 古里歯科診療所事業費、節 10 需用費は、医療機器等の修繕費として 20 万円を増額するものです。

次の目 02 予防費、事業番号 (01) 健康づくり推進事業費、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の医療保健政策区市町村包括補助事業の交付額の確定により 183 万円を新たに計上し、返還するものです。

事業番号 (02) 感染症予防対策事業費、節 12 委託料は、説明欄記載の高齢者インフルエンザ予防接種委託について都補助による自己負担相当額の増額並びに接種希望の増を見込み、878 万 3,000 円を増額するものです。

同じく事業番号 (02) 感染症対策事業費から 21 ページにかけまして事業番号 (13) 心の健康対策事業費までの節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を増額、もしくは新たに計上するものです。

事業番号 (15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、当町における 5 回目オミクロン対応ワクチン接種に係る費用のうち、集団接種事務従事者の一部を町職員から委託

業者のスタッフ派遣による対応に移行するため、節 03 職員手当等から節 12 委託料に 275 万円予算の組替えを行うもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、過年度における新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の確定により、3,649 万 4,000 円を新たに計上し、返還するものです。

次の目 03 母子保健事業費、事業番号 (03) 妊産婦・乳幼児保健指導事業費、節 12 委託料は、子育て世代包括支援センターの設置に伴い、国都補助金を活用して町の産後ケア事業、宿泊型、通所型、訪問型を町外の助産院と業務委託契約により実施するため、25 万円を新たに計上するものです。

事業番号 (08) 5 歳児健康診査事業費、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の確定により、返還金として 12 万円を新たに計上するものです。

事業番号 (11) 妊産婦・新生児訪問指導事業費、節 10 需用費は、子育て世代包括支援センターの設置に伴い、都補助金を活用して町保健師による新生児訪問時に育児パッケージ、こども商品券 1 人当たり 1 万円を支給されるため、下半期の所要額として 10 万円を新たに計上するものです。

事業番号 (12) 乳幼児歯科相談・歯科健診事業費、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 3 年度の医療保健政策区市町村包括事業補助金の確定により、返還金として 2 万円を新たに計上するものです。

事業番号 (16) 未熟児養育医療事業費、節 19 扶助費は、実績見込みにより 53 万 1,000 円を増額するものです。

なお、この未熟児養育医療事業は、一部国都負担金を財源とし、町要綱に基づき、入院養育に係る医療費を町が一旦医療機関へ支払い、保護者の所得に応じた徴収基準額がございしますが、乳幼児医療費助成制度により、自己負担は全額助成されるものであります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 環境衛生費 7 万 1,000 円を増額は、事業 (01) 環境衛生総務費において、節 02 給料及び節 03 職員手当等を増額するもので、人件費の調整によるものです。

次に、項 02 清掃費、目 01 清掃総務費 10 万円を増額は、事業 (01) 清掃総務費において、節 03 職員手当等を増額するもので、同じく人件費の調整によるものです。

次に、目 02 塵芥処理費 65 万 3,000 円を増額は、23 ページをご覧ください。事業 (01) ごみ処理事業費を増額するもので、節 10 需用費、消耗品費では、収集車両用スタッドレスタイヤ 7 台分及びフォークリフト車両の後輪タイヤ 2 本ほか消耗品を見込み、55 万円増額

するもので、次の節 17 備品購入費は 10 万 3,000 円の増額で、収集車両備付け消化器 4 台分の更新及び収集車両 1 台分とフォークリフト 1 台分の動力バッテリーの更新費用を計上するものです。

以上で、款 04 衛生費を終わります。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 06、農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、事業（01）農業推進協議会費 17 万 1,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

次に、項 02 林業費、目 01 林業総務費 889 万 7,000 円の減額は、事業（01）林業総務費 15 万 3,000 円の増額は、人件費の調整によるもので、事業（03）森林環境整備基金費 905 万円の減額は、説明欄に記載がございます森林環境整備基金への積立金を減額するものですが、これは後程ご説明いたします町有林境界確定測量委託のほか、今年度の森林環境譲与税充当事業の財源について積立金からの充当ではなく、今年度交付される森林環境譲与税から直接充当することとしたため、当該積立金額を減額するものです。

次に、目 03 森林費 673 万 3,000 円の増額は、次のページをお願いいたします。事業（01）森林保全・活用総務費と事業（02）多摩の森林再生事業費は、人件費の調整によるもので、事業（05）森林セラピー事業費 43 万 7,000 円の増額は、節 10 需用費で、修繕費を増額し、次の事業（06）木質バイオマス推進事業費 3 万円の増額は、節 17 備品購入費で、車両用バッテリーを購入するものです。

次に、事業（07）森林環境整備事業費 605 万円の増額は、節 12 委託料で、東京都森林経営管理制度協議会において検討を進めております森林環境譲与税を活用した都内の区部との連携事業において、令和 5 年度に森林整備施業地として提供予定の棚沢 622 番地の町有林 5.56haの境界確定測量委託を新たに計上するものです。

次の項 03 水産業費、目 01、事業（01）水産業総務費 25 万 1,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

25 ページをお願いいたします。款 07 商工費、項 02 観光費、目 01、事業（01）観光総務費 8 万 2,000 円の増額は、人件費の調整によるもので、次の目 02 観光施設費、事業（01）観光施設維持管理費 100 万円の増額は、節 10 需用費で、冬季の観光施設の修繕に備え、増額をするものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費でございます。項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 100 万円の増額は、事業（01）土木総務費を増額するもので、節 02 給料

は4万円の増額、節03職員手当等は31万円の増額、節04共済費は5万円の増額で、それぞれ人件費の調整によるものです。次の節10需用費は60万円の増額で、社会情勢に伴う電気料金の高騰により、各管理橋梁の照明及びトンネル照明に係る電気料を増額するものです。

次に、26ページをお開き願います。項04住宅費、目01住宅管理費235万6,000円の増額は、内訳として、事業(02)町営・公営住宅管理費209万5,000円の増額は、節02給料を5万円増額、節03職員手当等は5,000円の増額で、それぞれ人件費の調整によるものです。次の節10需用費は204万円の増額で、光熱水費は、電気料金の高騰に伴い、町公営住宅の共用分の電気料を4万円増額し、次の修繕費は200万円の増額で、町・公営住宅の修繕費として空き家修繕3件分で150万円増額、その他一般修繕で50万円を増額するものです。

次の事業(03)町営若者住宅管理費は26万1,000円の増額で、節02給料を1万円増額、節03職員手当等は25万1,000円の増額で、それぞれ人件費の調整によるものです。

以上で、款08土木費の説明を終わります。

○総務課長(天野 成浩君) 次は、款09消防費でございます。項01消防費、目01、事業(01)常備消防費1,201万1,000円の増額は、節18負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の消防事務委託費負担金でございます。委託費負担金は、東京都、東京消防庁と町との間で令和4年度消防委託事務の管理に要する経費負担に関する協定書に基づき、地方交付税の基準財政需要額の消防費のうち、常備消防費、水利部分を除く100%に相当する額とすることから、算定根拠に基づき支出するものでございます。令和4年度普通交付税算定において消防費に関わる単位費用、補正係数共に増加したことに伴い、消防事務委託費負担金が1億6,284万3,000円の確定となることから、当初予算の消防署の庁舎等、借地料に合わせ、常備消防費を予算額全体として1億6,331万4,000円とするものでございます。

次に、目02非常備消防費は、総額で18万5,000円の増額となります。内訳ですが、事業(01)非常備消防総務費は、5万円の増額で、節03職員手当等の人件費の調整によるもので、次に、27ページをご覧ください。事業(02)消防団費13万5,000円の増額となります。この費用の計上は、令和3年度に総務省消防庁より、東京都総務局総合防災部経由で、消防団無償貸付車両等に関する要望調査があり、近年、火災のみならず、地震や風水害、雪害、ゲリラ豪雨などの特殊災害にも消防団は常に対応している実情を示し、救急用資機材、小型動力ポンプ搭載多機能車を要望したところ、令和4年4月21日付で回答をい

ただき、無償貸付先として奥多摩町に決定した経緯がございます。

これまでの間、東京都総務局総合防災部を通じて、総務省消防庁と車両の艤装の手続を進め、令和4年度、令和5年1月をめどに車両が納入される予定となり、貸付車両の条件として、登録諸費用は町が負担することから、節11 役務費で、消防車両に関わる自賠責保険料8,000円と損害共済保険料9万4,000円を、次の節26 公課費で、重量税3万3,000円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、目03 消防施設費、事業(02) 町単独消防施設整備事業費は56万1,000円の増額で、節12 委託料で、説明欄記載の第1分団第2部川井詰所支障木伐採委託として、詰所西側及び裏側のケヤキ等の高木が詰所及び消防団活動に支障を来すことから、伐採委託を計上するものでございます。

次に、目04、事業(01) 防災費は155万9,000円の増額となります。節22 償還金・利子及び割引料で、説明欄記載の過年度国庫補助金返還金で、令和2年度社会資本整備総合交付金、住宅建築物耐震改修事業分、2件中1件は、小丹波地内で除却事業を実施し、他の1件分は、東京都と協議し、年度末の申請を見込み、申請がない場合には国庫補助金を3年度の繰越し調整額として措置が可能であり、3年度においても事業の実施がない場合は4年度で返還する調整を行っておりました。3年度に耐震改修事業の補助申請がなかったことから、本年度、過年度国庫補助金返還金として計上するものでございます。

以上で、款09 消防費の説明を終わります。

○教育課長(新島 和貴君) 次に、款10 教育費、項01 教育総務費、目02 事務局費29万7,000円の増額は、節02 給与、節03 職員手当等は所要額の調整、次に、28ページをお開きください。節11 役務費、通信運搬費4万円の増額は、回線使用料の通信容量を大きくすることにより増額するものです。

次に、項02 小学校費、目01 学校管理費97万円の増額は、節10 需用費、光熱水費を実績見込みにより、増額するものでございます。

次に、目02 教育振興費7万7,000円の増額は、節10 需用費、修繕費として、タブレット端末の修繕を見込むものでございます。

次に、項03 中学校費、目02 教育振興費21万9,000円の増額は、節10 需用費、修繕費11万円は、タブレット端末の修繕を見込むもので、節12 委託料は、奥多摩中学校のホームページウェブサイト移行に伴う委託料10万9,000円を見込むものでございます。

次に、項04 給食費、目01 給食管理費55万3,000円の増額は、29ページをお開きください。節03 職員手当等、節08 旅費は、所要額の調整により、節10 需用費、消耗品費28

万 1,000 円の増額は、配送車 2 台分のスタッドレスタイヤを購入するもので、節 11 役務費 4 万 4,000 円の増額は、配送車両 2 台分のタイヤ脱着費用を見込むものでございます。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 68 万 5,000 円の増額は、節 02 給与、節 03 職員手当等は、所要額の調整により、節 10 需用費は、二十歳を祝う会で使用する消耗品等を増額するものでございます。

次に、目 03 文化財保護費 174 万 6,000 円の増額は、事業（01）文化財保護事業費を見込むもので、東京都指定文化財である日原鍾乳洞の入り口付近に落石が発生したことから、日原鍾乳洞通路入り口付近に落石防護用の屋根を設置するため、日原保勝会が東京都文化財保存事業費補助金を申請するもので、総事業費は 698 万 5,000 円となりますが、その 2 分の 1 を東京都、4 分の 1 を町と日原保勝会で負担するものでございます。町はこの負担金を奥多摩町文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、174 万 6,000 円を補助するものでございます。

次に、目 04 水と緑のふれあい館事業費 29 万円の増額は、30 ページをお開きください。説明欄の記載のとおり、それぞれ増額するものでございます。

次に、目 07 森林館費 14 万 3,000 円の増額は、節 10 需用費、印刷製本費は、森林館入場券 1 冊 50 枚つづりのものを 100 冊増刷するものでございます。

次に、項 06 保健体育費、目 02 体育施設費 100 万円の増額は、先日ご審議をいただいた奥多摩スポーツコミュニティ条例等 3 条例の改正により、施設予約システムを併せて改修するもので、節 12 委託料を増額するものでございます。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 14 予備費 26 万 6,000 円の増は、歳入歳出の予算調整によるものです。

以上で、議案第 63 号 令和 4 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 63 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 20 分から再開いたします。

午前 11 時 07 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き会議をはじめます。

次に、議案第 64 号についての説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 議案第 64 号 令和 4 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

タブレットの 6 ページをお開き願います。歳入予算でございます。

款 05 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金は、予算の増減はございませんが、節 01 下水道事業繰入金は 64 万 3,000 円の増額で、内訳で、小河内処理区下水道事業繰入金は 20 万 1,000 円を増額し、次の奥多摩処理区下水道事業繰入金は 44 万 2,000 円を増額するもので、次の節 03 その他一般会計繰入金は 64 万 3,000 円の減額で、収支補正によるものです。

次に、7 ページをお開き願います。歳出予算でございます。

款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費の 64 万 3,000 円の増額は、内訳で、事業（01）下水道事業費（小河内処理区）の 20 万 1,000 円の増額は、節 03 職員手当等を 5 万 1,000 円増額し、次の節 04 共済費は 15 万円を増額するもので、人件費の調整によるものです。

次の事業（02）下水道事業費（奥多摩処理区）の 44 万 2,000 円の増額は、節 03 職員手当等を 34 万 2,000 円増額し、次の節 04 共済費は 10 万円を増額するもので、人件費の調整によるものです。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 64 万 3,000 円の減額は、歳入歳出収支補正によるものでございます。

次に、8 ページをご覧ください。給与費明細書でございます。先程款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費でご説明いたしました人件費の内容を詳細な表にまとめたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 64 号の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 64 号の説明は終わりました。

次に、議案第 65 号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 議案第 65 号 令和 4 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）の内容についてご説明いたします。

3 ページをお開きください。収益的収入の実施計画書でございます。病院事業収益を 1,370 万 7,000 円増額するものです。項 2 医業外収益、目 2 都支出金を 1,370 万 7,000 円

増額するもので、主な内容といたしましては、新型コロナウイルスに関する陽性者の健康観察協力金 124 万 8,000 円、外来診療体制確保協力謝金 840 万円、発熱外来診療体制確保支援補助金 45 万円等となっております。

4 ページをお開きください。収益的支出の実施計画書でございます。病院事業費用を病院事業収益と同じく、総額で 1,370 万 7,000 円増額するものでございます。

はじめに、項 1 医業費用のうち、目 1 給与費を 156 万 4,000 円減額するもので、内訳は、賞与引当金繰入額を減額するものです。

次に、目 2 材料費は、薬品費を 1,327 万 8,000 円、診療材料費を 145 万 8,000 円、実績及び物価の高騰により増額するものです。

次に、目 3 経費は、食糧費を 3 万 5,000 円、修繕費を 50 万円、実績及び見込みにより増額するものです。

5 ページをお開きください。資本的収入の実施計画書でございます。資本的収入を 157 万 8,000 円増額するものです。

項 2 都支出金、目 1 都補助金を増額するもので、新型コロナウイルス感染症検査機器の導入費用が東京都補助金の対象になることによるものです。

6 ページをお開きください。給与費の明細書でございますが、先程支出の給与費のところでご説明した内容を詳細な表にまとめたものでございますので、説明は省略させていただきます。

次の 7 ページから 10 ページにつきましては、予定貸借対照表でございますが、実施計画書の内容に基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第 65 号の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 65 号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第 63 号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出、それぞれの質疑を行い、議案第 64 号及び議案第 65 号については、歳入歳出を含めて一括して行います。

はじめに、議案第 63 号の歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 相田です。

ページが 8 ページです。8 ページ、款 15 都支出金、項 02 都補助金、目 03 衛生費都補助金の説明のところなんですけども、感染症予防対策事業費の高齢者等季節性インフルエン

ザ定期予防接種特別補助金の最初のところにもあったんですけども、この高齢者等の対象になる方は、高齢者以外にどういう方がいらっしゃいますか。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員のご質問にお答え申し上げます。

歳入、8ページ、都支出金の中の節01保健衛生費補助金、説明欄記載の高齢者等季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助金の高齢者等の等を含む対象者ということでございますが、こちらですけれども、主に65歳以上の高齢者でございますが、その等に含まれるものとしたしましては、接種日時点で60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、または機能等に障害を有する方、ただし、身体障害者の手帳を有する方が必要となりますが、その等に当たる対象者でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

議長、歳出のほうとも入りと合わせてでいいですか。入りと出は。

○議長（高橋 邦男君） 一応区別してやっていますけども。

○7番（澤本 幹男君） 関連するものは。

○議長（高橋 邦男君） もしあれだったら歳出のほうで、一緒にできるんだったら歳出のほうでお願いします。

○7番（澤本 幹男君） わかりました。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第63号の歳出の質疑を行います。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 今の質問で、入りのほうは9ページの森林環境整備基金繰入金
の300万が減って、24ページの整備事業費になっているということで、要するに、基金の繰入金はゼロになって、こっちのほうは300万増えた、それで町林の整備基金として900万のうち600万を出したという解釈でいいんですか。ちょっと分かんなくなっちゃったんで、すみません。流れがちょっと見えなかったものすみません、教えていただきたいと思
います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからのご質問にお答え申し上げま

す。

歳出のページでございますと 24 ページのところでございます。中段よりやや下ということで、事業番号が (07) の森林環境整備事業費というところでございます。こちらのほうを補正前の額が 300 万円ということで、最初措置させていただきました。今回、605 万円を補正増という形で、補正後の合計金額が 905 万円という形が歳出の予算になっています。その右側に補正額の財源内訳という欄があるんですけど、ここの下側のほうに（繰）と書いてあるんですけども、ここの部分が先程澤本議員さんが歳入の部分ということでおっしゃられた森林環境整備基金の繰入金が最初は 300 万円を繰り入れていたんですけど、今回の補正で 300 万円は減らした、戻したという形になります。そうすると全部、今回 905 万円が一般財源になっちゃうんですけども、その代わりに、その 1 行上に（地）と書いてあるところなんですけども、これは地方譲与税の地という意味なんです。地方譲与税の中に森林環境譲与税というものがございまして、一般財源になるところを今回は令和 4 年度の森林環境譲与税を直接 10 分の 10 というような形で 905 万円財源手当てをしたと、そういう財源組替えという形になっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

今、澤本議員のところの 24 ページの森林環境整備事業費ですけれども、先程、区部と連携をしながら棚沢の山林を整備、共同で何か運用されるというような話だったと思うんですけど、具体的にどこの区部とか、或いはどういう内容か分かれば教えていただければと思います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9 番、石田議員からのご質問にお答えいたします。

24 ページの事業 (07) 森林環境整備事業費、委託料の説明欄の町有林境界確定測量委託というところの部分で、どこの区が参加するのかという内容のようなお話だと思います。

こちらにつきましては、区部のほうで森林環境譲与税の活用についてということで、令和 3 年度に特別区における森林環境譲与税の活用ということで、複数の区での協働連携の可能性ということで研究、勉強会という形で実施をされたという中で、区部のほうといたしましては活用の部分では、例えば学校の木質化だとか、公園の遊具を木材を使って整備したいとか、あとは友好都市、姉妹都市というようなところで、都外の県の市町村との友好・姉妹都市等の協定というんですかね、そういうところを組んでいるところの森林整備

の財源に充てるというところで活用しているというような状況でございました。

全部の区がそうではないんですが、そんな中で、毎年この森林環境譲与税が交付されるという中で、安定的にこの税を有効活用していこうというようなところで、やはり東京都の区部に交付される譲与税でございますので、東京都の森林に使いたいというようなお話もございました。というのも、区民に対しても東京都の森林に対する整備に使っているということで説明をしたほうが説明責任が果たせるというようなご意見もあった中でございます。と同時に、なかなか活用が見いだせないというようなお話もいただいた中で、その研究会の中で西多摩地区を中心とした森林を有する6市町村、こちらと東京都で組織をしております東京都森林経営管理制度協議会、こちらの存在があるということで、東京都が仲介をしていただきまして、この区部の連携という中で、1つの区と1つの市町村というところがなかなか難しいという中で、それでは協議会をつくって活用について検討していこうというところから始まったところでございます。

実際には負担金を出し合いながら森林整備をしていくという部分でございますが、まだ先日、準備会という中で準備会を開いて今後どうしていくかというところを決めた部分でございますので、詳細の部分についてはちょっとこの場では説明というのは難しいんですが、森林整備に充てていくと。区部としてもカーボンオフセットの活用もできるというようなところもございます。

また、参加する区部の名前でございますが、こちらちょっと区のほうもまだ予算要求中というところもございまして、公表のほうは控えてほしいという区もございます。今現在、準備会のほうに参加している区という状況では、恐らく来年度、この協議会が設立をする形で準備を進めておりますけれども、恐らく3区から4区が当初参加されるのではないかと。ただ、その後に興味を持たれるほかの区がいらっしゃるようであれば、協議会に参加できるということでございますので、その取組によっては区部の参加が増えていくというふうに認識しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

ページ数は11ページです。目04の財政管理費、節22償還金・利子及び割引料です。500万円。先程の説明ですと、古里診で使用した過年度金が返還するよという指示が出たということですけど、具体的にどのような指示が出て、何が使い道が違っていたのか、教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5 番、木村議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

ページが 11 ページでございます。こちらの中段でございます財政管理費というところでございます。この中の節が 22 償還金・利子及び割引料というところで、説明欄では過年度国庫補助金の返還金 500 万円ということでございます。こちらのところにつきましてどうい内容で何が違っていたのかというようなご質問かというふうに思っております。

こちらにつきましては先程も申し上げたところですが、本年 5 月 10 日に会計検査院による実地検査というものが行われました。こちらにつきましては会計検査院の中にもいろいろな部署があるんですけども、今回来られたのは第 1 局総務検査課というところでございまして、ここは過年度国庫補助金という書き方をしているんですけども、具体的にはいわゆるコロナの臨時交付金ということで、これ全国的に会計検査院がその使途について調査をしていた時期と重なるわけですが、これが東京都にも入るということで、春先、連休前に連絡がございました。町のほうは 5 月 10 日ということだったんですけども、奥多摩町に限らず、檜原は受検していないようなんですけども、ほか西多摩の町、市、それから 23 区のほうも含めて 10 人体制で調査官が入ったという状況でございます。

内容なんですけども、令和 2 年度にこのコロナの交付金が 3 億円ちょっと実績として交付いただきました。この中で、一部を古里診療所の、いわゆる支援金という形で、町のほう 2 年度の最終補正ですので、年明けて 3 年の 3 月の議会におきまして補正予算を組ませていただいております。それを可決していただいたという状況です。それを可決していただいて、当然、その年度中に支出をするということで手続のほうは進めておったところなんですけども、今年の 5 月に 2 年前の状況についてということで検査をしていただいたところ、伝票の起票日、今、財務会計システムで伝票を起こすんですけども、4 月、5 月というのは前年度の出納整理期間になっているので、新年度と前年度が入り交じっているような時期なんです。その中で当然、前年度の支出ということで処理はさせていただいたんですけども、その起票日の日付が 4 月に入ってからという起票日であって、請求書自体は前年度の 3 月 31 日です。内容が前年度のもので、内容は前年度のもので町のほうは認識して、説明も会計検査院の調査官の方にしたんですけども、やっぱり国としては、その処理したタイミングが 4 月に入っていると、それは正しいというふうには認められないという話になってしまっていて、結局、古里診療所に支援金を出すということ自体は何ら問題がなかったという状況なんですけども、大変申し訳ないんですが、担当課におきましての会計処理の手続の部分で、会計検査院のほうではそれは適切と認められないということで、その後、国、東

京都、町と協議をしてくださいという話になりました。

会計検査院のほうは、検査をするということが主たる目的の仕事でありますので、お金を返せ、返さないとかいうそういう話はしないんですね。それは国や東京都や町のほうで判断してくださいという話なので、当然、東京都を介して検査が入ってきていますので、東京都の総務局が窓口になっていまして、また、国は総務省ですので、町含めて3者で協議という形でやっている中では、ここはそういう指摘をいただいた以上は、やはり返還すべきだろうということで500万円、大変大きなお金ではございますけれども、返還をさせていただいたということでございます。

先程もご説明の中でも申し上げたところなんですけれども、10月14日に課長係長会議を開催したという話で、これは予算編成会議ということで毎年やっているところなんですけれども、その中で会計検査院の指摘事項があったということで課長と係長全員に対してこの説明をして再発防止をという話をしていました。

それから、同日付で全職員宛てということで、先程申し上げたんですけれども、いわゆる全職員が個別のパソコンを持っていますので、電子掲示板ということで、こういう事項があったということと、それから、実際にそういう起票日の僅かな手続の違いなのに、それでいわゆる貴重な交付金を逸してしまったということがあるので、今後注意するようということで周知をさせていただきました。

また、ちょうどここで年末にかかりますので、今週も11月28日に再度周知をしたことと、それから、今ちょうど来年度予算の編成に向けて財政系のほうで各係と予算の査定ヒアリングをはじめているところなんですけれども、その個別のヒアリングにおいても財政係長から各係長全員に再々周知ということで、そういうことがないようにということで再発防止ということで行っているところでございます。

大変非常に不手際と言われてしまっても仕方ないというようなところで、コロナの交付金の取りまとめというか、受入れの窓口は企画財政課ということで、私どものほうで予算担当課ということで今回説明をさせていただきました。以後、このようなことがないように努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 説明ありがとうございました。やはり非常に500万という大きいお金、これを町で使えるというものが返さざるを得ない。それもやはり私は凡ミスというか、そういうようなことだと思うんですよね。今後そういうことのないようにぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。4番、小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

ページは今のページ11ページなんですけど、ふるさと納税、毎回質問しているんですけども、ふるさと納税、奥多摩町で赤字になっているということで、今もちょっと説明がありましたけれども、いろいろなアピールをして納税者を増やそうとしております。今年度どのぐらいの納税を予定しているか、ちょっと教えていただきたいんですけども。3月、確定申告が近くなるにつれて多くなると思うんですけども。よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、小山議員さんからのご質問にお答えいたします。

11ページでございます。同じく財政管理費のところということで、主にふるさと納税の関係ということのご質問でございます。こちらにつきましては、この11月1日から新たなポータルサイトということで、ふるさとチョイスという大手の会社なんですけども、こちらのポータルサイトを利用するという形で予算も既に通していただいているところで、今回は内容の見直しということで、若干補正はさせていただいているところでございます。

小山議員さんからは、今までご質問、また、ご答弁申し上げている中では、いわゆる寄付いただく額よりも、ほかのところに寄付されてしまう部分、いわゆる赤字の部分が多くなっているというところで、今年度の見通し等についてということでご質問をいただいたところでございます。

確定申告の関係もということで言及いただいたところです。年明け2月から3月にかけて確定申告があるわけですけれども、実際にその申告に使う寄付金の控除ということになりますと、12月末までということになりますので、例年この11月から12月が主な寄付の金額件数が増えてくる時期ということになっています。

今回、昨年の令和3年11月と今年の令和4年の11月の1か月なんですけども、比較してみました。単純な足し算というか、その比較でいきますと、11月の昨年と今年の比較という中で、昨年は口数が64口で65万円というような状況でした。今年の11月が110件で213万5,000円ということで、差引きですと46件増、148万5,000円の増というような状況です。実際に今、ポータルサイトになっているので、いろいろデータもいただけるようになっているんですけども、いつ納税というか、寄付していただいているかという日付とか見ると、やっぱり土休日とか祝日ということで、休みの日に、いわゆるインターネットを通じてそういうサイトで、クレジットカードとかで寄付していただくという方が大分多いということで、今まではいわゆる役場がやっている日に来てもらったりというのもあつ

たり、郵便で納付書を送ったりということで、なかなか手間がかかったんですけども、今回そういうポータルサイトの活用によって大分増えてきたという状況でありますので、今回、歳入のほうはちょっと見通しが実はまだつかないということなので、歳入の寄付金の部分はちょっと補正の増は見送らせていただいています。ただ、歳入については、予算の窓開けがしてあれば受け入れることができますので、ちょっと歳入は補正していないんですけども、歳出につきましては、予算措置していないとそれ以上のお金は出せないで、ちょっとここで業務委託費を20万円増やせていただいたという状況であります。ただ、ここも財政の担当者のほうの話だと、これでもまた業務委託料が足りない可能性もあるということなので、少なくとも今の段階で、ほぼ昨年並みの寄付金額にはなって、まだ1か月ありますので、大分増えてくるのかなというところで、ちょっと数字までは申し上げられないんですけども、町といたしましてもこういった機会を通じて財源の一助になるように努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 邦男君） 4番、小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） ありがとうございます。大分努力されたということで、大変いいことでないかと思います。せめてプラスマイナスゼロになるような、税金ですので、できるだけ徴税にしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

17ページの民生費、(18)障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業費で、01の障害福祉サービス事業所なんですけど、どちらの事業所になるか教えていただけたら幸いです。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 2番、森田議員からのご質問にお答えいたします。

歳出、17ページ、民生費の中の事業番号(18)障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業の対象となる事業所についてお答え申し上げます。

町内でございますけれども、主に、多摩学園さん、あと、NPO法人タンポポさんで経営されていますつづみ草相談支援事業所が主な対象になるところなんですけど、まだこちら東京都は、要綱を制定しておりませんので、現時点の見込みということでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

11 ページです。先程の木村議員の質問のところなんですけれども、確認させていただけますでしょうか。コロナ臨時交付金の古里診療所への支援金が問題だったのか、先程起票日とおっしゃっていましたが、それだけだったのか。支援金は適切であったということなのか、ちょっとそこら辺を確認をさせていただきますか。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

11 ページでございます。先程木村議員さんからもご質問いただきました、いわゆるコロナの交付金の返還金の部分でございます。

こちらにつきましては、古里診療所の支援金ということで、支出自体はもう既に決算もご承認いただいておりますので、済んでいるところなんですけれども、そのこの財源ということで、コロナの交付金を充当させていただいたんですが、そこが適切ではないというご指摘を会計検査院からいただいたということでございますけれども、繰り返しにはなりませんけれども、古里診療所に支出した目的としての支援金は何ら問題ないということであって、我々の担当職のほうの事務手続がいわゆる遅延してしまったことによって、その交付金を逃してしまったと、返還してしまったということでございますので、使い道としては問題はなかったということでございます。ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） ページ数が21ページです。款の04 衛生費、項の01 保健衛生費、事業の(15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費、節の12 委託料275万円と接種予約等の事務委託ということになっていきますけど、内容を教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 5番、木村議員からのご質問にお答えいたします。

歳出、21 ページの事業番号(15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費の中の委託料の内容ということで、こちらの名称といたしましては、接種予約等事務委託となっておりますけれども、この等の中で、こちら委託料としましては、昨年来からJTBに業務委託をしまして、コールセンターの運営であったり、予約システムの運営について委託をしているところでございますけれども、木村議員から6月議会でご一般質問をお受けいたしまして、再構築、役場の職員の事務負担についてご提言をいただいて、その後所管課としまして検討しまして、9月の接種のときから一部試行的に役場の事務従事ではなく、JTBからスタッフ派遣を受けて会場内の運営をしたところでございます。

もちろん町の職員の監督、サポートもしながらというところなんですけど、町医師会の先生方からも問題なく集団接種進めることができるだろうという判断もいただきまして、今回の補正予算ご決定いただきましたら、この12月のところも本格的にスタッフ派遣を受けて、事務従事のほうを進めてまいりたいというところでございますので、今回のこの委託の増の部分、財源を組替えて職員の超過勤務手当から委託料に組替えてですが、具体的には先程申しましたとおり、スタッフ派遣の人員費の部分を委託料として支出を見込むものがございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。やはりこのワクチン接種事業というのは、国からの100%補助金でできるわけですから、町の負担、職員の負担を一般質問で私申し上げましたけど、極力そうすべきだと私は今も思っていますので、これを進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

11 ページ、同じような質問になっちゃって申し訳ないんですけど、500万の返還金、やはりこの金額500万というけど、物すごい額になる可能性もあるわけですよ。ということは、やっぱり単純に注意事項だけで済ませていいのかどうかというのはあるんですよ。

それと対策がどのように打たれたか。再発防止をきちんとやっぱりするべきだと思うんで、そこら辺をもうちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

11 ページの財政管理費の過年度国庫補助金返還金500万円の部分でございます。ご発言いただいたとおり、500万円大変大きな額でございます。こちらについては度々にはなりますが、誠に申し訳ないというふうに思っているところでございます。

それで、注意事項でというお話で詳しい話ということでございます。企画財政課のほうは予算、財政管理部門ということですので、私の課ではなくて、総務課サイドということになりますけれども、当時、令和2年のときに担当しておりました職員に対しまして、総務課のほうから口頭による嚴重注意ということで、理事者含めて、そういう所定の手続を取らせていただいたというところでございます。

また、全職員の周知というところで、こちらは今、書面のほうはパソコンというか、掲示板の中に入っているんですけども、いわゆる今回は支援金という形で、その補助金等の節のところから支出したというものですけども、それに限らず、年度末出納整理期間の処理方法についてということで、改めての事務処理の資料という形でそちらを全部全職員に電子で交付しているというところでございます。

並びに、繰り返しになりますけれども、今ちょうど来年度予算に向けての予算案のヒアリングを財政係ではじめましたので、各係長が基本的に予算の管理を行いますので、係長のヒアリングごとに改めて周知した内容の確認とチェックということで再発防止に努めているというところでございます。大変申し訳ありませんでしたが、そのような状況でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今この件について議員皆様からご意見をいただきました。お金の使い道、運用ではなくて事務処理、それもしっかりとした手順を踏んでいけば、こういうことがなかったという説明、担当課長からありましたけれども、誠にゆゆしき問題というふうにも私も反省をしております。

確かに会議等で徹底するとはいうものの、私からもやはり事あるごとに、職員集まった時点で、もう一回繰り返しこういうことをしっかりと伝えるべきだと思っておりますので、これから予算編成もそうですけど、年末年始にかけていろいろな形で職員と会う機会がありますので、しっかりとその辺りを伝えてまいりたいというふうに思っています。

今回、国、東京都、それから担当課と何回かやり取りをさせていただきました。そのやり取りの中でも、やはり様々なご指導をいただいた中で、残念ながら着地点がこういうふうになってしまったというところでございます。

詳細については、なかなか言えない部分もありますけれども、このことを本当に肝に銘じて、これから私ども運営をしていかなきゃいけないというふうに今、私自身も皆様からいただいた意見で思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

指導を決めてきちんと徹底して皆さんにお話するよというのは分かりましたけど、今回、何で起こったというのは、誰かがチェックしなきゃいけないのに誰もしていないんだよね。そういうところをきちんとやっていかなかったら再発が起こるよね。そこら辺はち

やんと決めていただいて、やっぱりチェックするのは課長さんじゃないかと思うんだよね。そこら辺はきちんとそういう体制をもうちょっと厳しい目で見えて確立をしていただきたいと思います。返答は結構です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） ふるさと納税の件です。先程の小山議員の質問のほうでもあったこの部分について確認したいんですけど、実績値、言っていてありがとうございました。これについて11月1か月分の実績値だったのか、それとも今年の11月までの合計額だったのかというのをまず確認させてもらいたいです。

あと、今回この決済システムがリニューアルしたんですけれども、これに合わせて、ふるさと納税の返礼品のほうが目が集まっちゃうけども、それよりも寄付金の用途の部分も利用者にとってはすごい注目すべきところですので、用途の部分のリニューアル、ほかの市町村に比べると3項目しかないというのは少ないなというのがあって、多様化するような予定はないのかなと思ひまして、確認したいと思ひました。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、伊藤議員さんからの質問にお答え申し上げます。

11ページ、財政管理費の中のふるさと納税の部分でございます。先程小山議員さんからのご質問にお答えして、数字の部分も申し上げたところでございます。こちらにつきましては11月の比較というところでの先程の数字ということで受け取っていただければというふうに思います。そこで11月分だけで今年は213万5,000円だったということでございます。

ちなみに4月から11月では289万5,000円ということですので、やはり11月のところが大変多かったということでございます。

ただし、ちょっとこれお断りしなければいけないんですけども、今年5万円コースというのが設定されているんですけど、こちらのほうにお1人の個人の方が23口で115万円寄付された方がいるので、実際はそこから110万円分は引いた数が正しい比較になるのかなと思います。

ただ、逆に昨年度は、11月に1万円のコースというのがあるんですけども、こちらやはりお1人で50口50万円された方もいるので、先程は、単純な足し算の比較ということがあるんですけど、実際は、そこを差し引いてということでしたときには、実質的には80万ちょっとぐらいのプラスと、それでもなっていると思ひます。ただ、口数のほうでいく

と逆に広がるので、実際に寄付をされている方は確実に増えているという状況は変わりないというふうに認識をしております。

それから、2点目のご質問で、システムリニューアルをしたことが挙げられましたけども、今後その寄付の目的という部分で、現状一般の部分を含めて3点というところですけども、こちらのリニューアルはというお話でございます。

こちらにつきましても、町が森林に囲まれた町ということで、それ関連の目的でご寄付をいただいているところです。今後、寄付件数が増えてくるに従って、また返礼品のいわゆる供給の部分というのいろいろ考えなくてもいけないですし、それに合わせて目的もどうしていくのかというのは、これは単純に一つの課だけじゃなくて町全体として考える必要もあるかなと思うんですけど、現状ではまだ考えてはいないんですけども、今後の課題ということでご意見を承りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。1か月でこれまでの1年分を寄付いただけたということで、すごい、これからも頑張らしましょう。ありがとうございます。

用途の要望については町外の方から要望が来ていて、観光ごみに関してはもっと対策してくれということでした。納税で使えたらということでしたけど、結局観光協会への補助金という形になってしまうかもしれないですが、よろしく願いします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

同じ21ページで、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、償還金・利子及び割引料3,649万4,000円とありますけど、これはどういうことでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 8番、小峰議員のご質問にお答え申し上げます。

歳出、21ページ、事業番号（15）新型コロナウイルスワクチン接種事業費、節22の償還金・利子及び割引料における過年度国庫補助金返還金についてのご質問にお答えいたします。

こちら過年度ということで、具体的には令和2年度と令和3年度の国庫補助金に対する返還でございますが、令和2年度は、ワクチン接種体制これから始まるという中で、所管課としましてどれくらいの経費がかかるか、不明点も多い中で多く申請をしまして、その関係で実際2年度についてはこのうち3,500万余りが該当いたします。残りが令和3年度

の返還でございますので、繰り返しになりますけれども、ワクチン接種体制、当初、体制を確保する中で必要な経費、多く見積る中での今回額の確定での返還でございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

27 ページ、消防費の中で、(02) 消防団費、消防車を1台借りられるということですが、どこの分団に配備されるのか教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 2番、森田議員さんのご質問にお答えいたします。

この救急用の多目的の部分でございますけれども、配属先の分団は、特に平日の日中に消防力が低下しているということで、役場の組織で組織をしております本部分団でございますので、本部分団に配属するという形をとっております。

また、台風等でも孤立する部分がございますので、そういうときには、例えば令和元年の19号台風なんかございましたので、日原地域へ事前に配置するとか、そういうことも考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

同じページです。27 ページ、目 03 消防施設費の(02)、説明欄、川井詰所支障木伐採委託、あそこは確かに消防の隣が深い沢になっていて相当危険な作業になる。ということはかなり大きな木を伐採するような形になるのかなと思いますので、そのところ、ちょっと説明いただければ。56万1,000円ということは、かなり大がかりなクレーンを持ち込んだりするということの説明いただければ有り難いんですが、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 10番、宮野議員さんのご質問にお答えいたします。

第1分団第2部の川井詰所の支障木の伐採ということで詰所の西側、裏側ということで、こちらの部分に大きなケヤキがございます。これが3本、元切りを行います。また、枝切りといたしましてケヤキ1本とカシの木2本、こちらを枝切りといたしまして、高所作業車を使ってクレーン等を使って作業をする内容でございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

30 ページです。款 10 教育費、項 05 社会教育費、目 07 森林館費の説明のところの印刷製本費、先程課長のほうもご説明がございましたけれども、入場券 50 枚つづりを 10 部というふうなご説明だったと思うんですけれども、ちょっと多過ぎではないかというふうに思いました。昨年、一昨年、500 名ちょっとの入館数です。その前も 1,000 人前後というところで、入場券がこんなに要るのかなと単純に思いましたので、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 3番、相田議員さんのご質問にお答えいたします。

30 ページの社会教育費、目 07 森林館費の節 10 需用費になります。こちらの印刷製本につきましては、先程ご説明したとおり、1冊 50 枚つづりで 100 冊作るというような形になっております。14 万 3,000 円というような形になります。通常ですと、今、相田議員さんのほうから事務報告書のお話も出ました。確かに令和 3 年、令和 2 年というのは、新型コロナウイルスの関係で、非常に入館者が少なく、月平均にすると大体 50 人前後というような形になっております。ただ、それ以前につきましては、大体年間の入館者というのが 1,000 人ちょっといるというような形で、今回考えておったのは、前回作ったのが 27 年の春に作っております。27 年の 7 月から使っております、概ね 4 年から 5 年で作り直すような形になっております。ただ、今回、令和 3 年、令和 2 年が新型コロナウイルスの関係で入館者数が減ったということもありますので、現状のものがございましたので、ここでそろそろなくなるということもありますので、補正予算でさせていただいております。

こちらについては、各美術館ですとか、博物館に行くと入館のもぎりの券があるかと思うんですけれども、カラー版のもぎりのものを使用しております。森林館ですので、緑の入った部分のものになっておりまして、1 枚単価で言いますと 28.6 円というような形になります。一般的にカラーコピーですと大体単価が 30 円程度になりますので、単価的にはそんなに高くないのかなと。ただ、小さい部分になりますので、比較すると若干割高というふうにはなります。

それと単年度で万が一作った場合については、実は、印刷製本の場合、製版の部分というのが非常に高くなっておりまして、枚数を作る部分というのは、作れば作るほど 1 枚単価が安くなるということもございますので、今回 5,000 人分ということで大体 4 年から 5

年分のものを一括して作ることによって行政コストが下がるというふうに考えております。5年分で14万3,000円になりますと、大体1年3万円ということになりますので、それほど高額ではないのではないかなというふうに考えて一括で印刷をしておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

ページ数29ページ、教育費の社会教育費、社会教育総務費、節10需用費の消耗品費で、二十歳を祝う会の記念品で60万というご説明だったんですけども、これ内容が決まっていたら教えてください。と言いますのも、一昨年かな、20歳の子にワサピーのいろんなグッズが出て非常に不評だったということも聞いておりますので、分かりましたらお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 6番、大澤議員のご質問にお答えします。

ページ数で言いますと29ページの項05社会教育費、目01社会教育総務費の事業番号(01)社会教育総務費の消耗品の増でございます。こちらについては今、ご質問の中で一昨年、ワサピーの記念品を配ったら不評だったというようなこともございまして、今年、成人式につきましてはそれを踏まえて記念品というような形で、ギフト券を補正予算で上げさせていただきまして、お渡しした経緯がございます。

今回、法令が改正になりまして、成人式という形ではなく、二十歳を祝う会というような形で教育委員会で決定し、18歳ではなく二十歳というような形でやっていこうと、そこまで決まっております。

その中で、やはりコロナの問題がございますので、お祝いということで、本当であればイベントをしたり、飲食をしたりということで、当初予算では考えておったんですけども、やはり新型コロナウイルスの影響で、今回の二十歳を祝う会につきましてもちょっと飲食は難しいんじゃないかなということもございまして、昨年好評でありましたギフト券を来ていただいた方に交付してはどうかなということで、今回消耗品費として増額をさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 小峰です。

17 ページの障害者総合支援事業の返還金、障害者医療事情の返還金、それから 21 ページの健康相談事業、生活習慣病等予防事業、精神専門相談事業、それから、心の健康対策事業、この 6 件ですか、返還金が結構多いのがありますし、住民の皆さん、また、これに関係する人たちのサービスが低下になったようなことはないですか。お聞きします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 8 番、小峰議員のご質問にお答え申し上げます。

障害福祉の関係、もしくは保健衛生健康づくりの関係の事業、補助事業で返還金が伴うことで、住民サービスの低下を招いていないかどうかのご質問についてお答え申し上げます。

所管課といたしましては、どの補助事業もそうですけれども、基本的にその見込みを多くいたしまして、当初申請、もしくは年度途中の変更申請をいたしまして当該年度に国、または都から補助金を受けております。そこが見込みを間違えますと、国、もしくは都の補助金を充当できず、一般財源で賄わなければならないというところがありますので、福祉保健課所管の部分については、なかなか過少には見込めませんので、多く見込み、余裕を持って見込んで、国、または都に申請をして、結果、実績の中で額の確定によりまして多く補助を受けた部分を翌年度に返還するものでございますので、そういった点から住民サービスの低下を招いていないということで、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 8 番、小峰陽一議員。

○8 番（小峰 陽一君） 度々すみません。17 ページの障害者総合支援事業以外の金額は、確かに調整額で余計に取ったのかなという感じは受けるんですけど、ここだけが 922 万 4,000 円になっていますよね。それはやっぱり同じ理由ですか。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 8 番、小峰議員の再質問にお答え申し上げます。

先程の説明に不足がございまして申し訳ございません。歳出、17 ページ、事業番号 (08) 障害者総合支援事業費における返還金について、この点具体的というお尋ねかと存じます。こちらにつきましては、障害者に関わるサービス、総合的なところを国、または都の財源で、更に残りを町の財源で行っている事業でございますけれども、こちらにつきましても、他の事業と同様に、例えば障害者福祉に係る部分で相談の部分であったり、通所の部分でありましたり、訪問系のサービスであったり、入所系のサービス、こちらの事業で対応しているところがございますが、当該年度の見込みを多く見込んで、当初申請、もしくは変更申請として、結果的に実績として課題の部分の返還するものでございますの

で、この点についても福祉サービスの低下は招いていないということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

先程の29ページの二十歳を祝う会の件なんですけれども、来てくれた方に出すというふうなご答弁だったんですけども、一昨年の成人の子たちが結局成人式が行われずに、今年一緒にやってくれたんですけども、一昨年のときにワサピーグッズが送られてきて、何じゃこりゃという結構不評のご意見がいっぱい吹き出して、今年一緒にやってくれたのはいいんですけども、来た人にしかギフト券がもらえなかったと。1年過ぎちゃうとなかなか都合もつけられなくて、来た人も少なかったと思うんですけども、そういうご意見が結構聞こえてきまして、「奥多摩町、なんだよ」という、若者が奥多摩町にすごく嫌なイメージを持ちちゃったっていうところがすごくあったと思うので、その辺の若者をもう少し大事にするというのかな、奥多摩町に愛着を持ってもらえるような何か対応をしていただけるといいかなと思います。何かありましたらお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（新島 和貴君） 6番、大澤議員の質問にお答えいたします。

一昨年のワサピーグッズについては、当初、祝宴を予定していたんですけども、やはりコロナということで、どうしても開催するのが難しいということで、開催自体を中止にしてみました。開催を中止することによって、やはり何らかの形でその当時の成人の方たちにやっていこうということで、当時の教育委員会の考え方としては、ワサピーグッズと幾つかのものをお送りしたという経緯がございます。確かに不評だということも私のほうも聞いておまして、そのようなことがございましたので、今年の1月の成人式のときには、やはり開催できなかった方たちも含めて全員を対象にして午前、午後で実施しようということで、全員の方にお声がけをして開催をしたところでございます。ただ、実際には今、大澤議員さん言われたように、来られなかった方もいるというようなこともございます。

記念品の関係なんですけれども、あくまでも祝宴に当たる部分を補填するような形で、実際には来ていただければその記念品というのは祝宴費に充てるというようなものでございますので、従来から来ていただいた皆様とご来賓の皆様と一緒に成人の方をお祝いするという費用を、今回祝宴ができないので、来ていただいた方に、代わりにお贈りするということもございますので、不在の方、また対象になる方というのは、必ずしも町内の住民

という方ではございません。奥多摩町の場合、手厚く出ていった方にも通知をお配りして、例えば小学校、中学校に在籍して、二十歳の前に出ていった方に対してもご通知を差し上げてご案内申し上げますので、やはり来た方を対象に祝宴の代わりということで考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数で言いますと20ページ、福祉保健センター管理費の中で、工事請負費がマイナス822万7,000円計上されておりますが、多分これ入札して不調だったと思うんですけど、この福祉センターの中にデイサービス等が入っておりますが、この工事をしないことによって健康被害とかはないんでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 2番、森田議員の質問にお答え申し上げます。

歳出、20ページ、事業番号(02)保健福祉センター管理費の工事請負費の中についてでございますが、先程説明いたしましたとおり、こちら入札不調ではなく、入札結果で、この外気処理空調機及び換気設備改修工事費については減額をしたものでございます。ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） 2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） ありがとうございます。そうすると、工事は終わっていて、それで予算で挙げていた金額より少なかったということで理解してよろしいですか。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 2番、森田議員の再質問にお答えいたします。

当初予算に対して入札結果、契約金額との差額がありましたので、その部分を今回減額するものでございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第63号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第63号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第63号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号の質疑を終結します。

次に、議案第64号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第64号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号の質疑を行います。質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

4ページ、収益的支出で薬剤費として1,327万8,000円計上されておりますが、今、薬剤費として薬剤が相当高騰していると思うんですが、大体何%ぐらい高騰しているんでしょうか。教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 2番、森田議員の質問にお答えいたします。

薬剤に関しましては薬価で決まっておりますが、高騰ではなくて、こちら骨粗鬆症の治療薬の注射なんですけれど、これは今、使用が増えております。1本5万円程度する注射なんですけど、既に80名程度打ちまして400万円程度かかっておりまして、このままですと予算額が不足するおそれがあるので、補正させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

先程ちょっと聞き逃したというか、書き切れなかったので教えていただきたいんですけど、都支出金の内訳で、幾つか項目があったと思うんですけど、もう一度すみません。お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ページをお願いします。

○6番（大澤由香里君） 3ページかな。都支出金の1,370万7,000円。3ページ、収益的収入のうちの。

○議長（高橋 邦男君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 6番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

補助金の内訳でございますが、まずコロナの陽性になった方が自宅療養した場合の、こちらで電話で安否確認等をする健康観察等支援事業協力金が124万8,000円。また、お盆や年末年始に病院の休診等が多いので、その間に外来を開設すると協力金が出るんですが、そちらが今年ですと8月の12日、15日、16日に開設しまして、それぞれ15万円出ますので45万円。また、新型コロナ外来診療体制確保協力謝金というのがございまして、こちらは発熱外来を開設していますと補助の対象になるもので、1日3万5,000円で、開所日を240日と見込んで840万円。あと、東京都の高齢者施設への医療チーム派遣支援事業補助金というのがございまして、こちらは奥多摩病院はグリーンウッド奥多摩と医師派遣の提携をしているんですが、クラスターが発生したときに医師、看護師のほうを派遣しましたので、それに対する補助金となります。97万3,000円。また、東京都救急患者受入緊急強化謝金、東京都のほうで救急搬送のときになかなか受入先が決まらない事例を受入れた場合に支給されるもので、1件5万円で2件を見込んだもので10万円。あとは価格高騰の支援の交付金ということで、まだ詳細は不明なんですけど、食事代やベッド数に応じて支給されることになる模様でございます。こちら253万6,000円を仮の試算ですが、見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第65号の質疑を終結します。

次に、議案第65号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第65号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、12月6日となっておりますので、明日から12月5日までの3日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日から12月5日までの3日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、12月6日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後0時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員